

平成26年度海外コンテンツサポート事業一般公募実施要領

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー

制定日 平成26年4月9日

(目的)

第1条 この要領は、海外向け映像コンテンツを活用した本県の歴史・文化・自然等の情報発信を通じた本県の魅力発信による知名度向上並びに本県への旅行喚起・誘客等を図ることを目的に、具体的なコンテンツの企画（主に商業映画・テレビドラマ、ミュージックビデオ、アニメ等）の下、沖縄ロケを実施するコンテンツ制作プロジェクトに対して撮影、制作経費等の一部を支援する助成金を交付（以下「本事業」という。）し、海外で広く一般消費者が視聴する作品の誘致を行うものとする。

(助成対象事業者等)

第2条 助成の対象となる事業者（以下「助成事業者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 国内の事業者（共同制作者）とする。
- (2) 助成事業者は、メインロケハン、撮影の際には、本県の撮影関連事業者・沖縄フィルムオフィス撮影支援事業者及び一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下「OCVB」という。）賛助会員の活用に配慮するものとする。
- (3) 助成事業者は、当事業に係る事務連絡等について、日本語で円滑に対応できることを条件とする。

(コンテンツの要件)

第3条 補助対象となるコンテンツ等については、次の各号に掲げる要件を満たすものであることとする。

- (1) 海外で一般上映及び放映、販売等が予定（計画）されていること。
- (2) 沖縄県で撮影された内容に沖縄県と認識できるシーン（おもに屋外）があり、製作された作品のエンドロール及び印刷物等に「沖縄県」「OCVB」及び「OCVB沖縄フィルムオフィス」のクレジット表記を行うものであること。
- (3) 作品完成後の沖縄県・OCVBのプロモーション、旅行等を喚起する取組みに対して協力（撮影風景の画像・シーン画像・作品動画等の提出及び印刷物やWEB等で使用）が可能なコンテンツであること。
- (4) 原則として完成後1年以内に一般に広く公開されるものであること。特段の事情がある場合においては、完成後2年以内とする。

(助成金額及び対象経費)

第4条 一作品にかかる助成上限金額及び助成対象経費は次のとおりとする。

ロケハン並びに撮影本番までの制作経費、または撮影本番のみの助成上限金額

* 1作品につき、ロケ総経費の50%以内とし、原則3,000万円以内とする。

* 対象経費：沖縄県までの渡航費、宿泊費、県内交通費、車両費、人件費、
機材費等

(注) 助成対象外経費：食費、航空運賃の特別料金（ファーストクラス）、その他、会社・個人の所有物になるもの等。

(助成事業の募集)

第5条 本事業の募集期間は、平成26年4月9日から平成26年12月1日までとする。ただし「助成事業者の決定」は随時審査委員会において審査・決定され、規定の助成金額に達した時点で募集締切りとなる。また、予算の執行状況によっては追加募集を行う場合がある。

(提出書類)

第6条 本事業にかかる助成金の交付を受けようとする者は、前条の期間内に以下の各号の書類と添付資料を各七部提出する。

- (1) 助成金申請書 (様式第1号)
- (2) 事業計画書 (様式第2号)
- (3) 沖縄ロケ予算書(様式第3号)、総ロケ予算書(※フォーマットは自由)
- (4) 製作会社・日本側共同実施者の会社概要(過去の実績含む)
- (5) シナリオ(プロット可)
- (6) 海外製作者との契約関係等を証する書類(公開・放送する旨の明記)

(提出方法)

第7条 前条に規定する提出書類は、電子メールにより提出することができる。

ただし、同時に提出すべき書類すべてを送信するものとし、その7日以内にこれらの原本(代表者印押印)を郵送もしくは直接OCVBに提出することを条件とする。関連資料は、日本語で作成することとし、金額は日本国通貨を単位として作成するものとする。

(助成事業者の審査・決定)

第8条 OCVBは、本事業で設置した審査会に基づき助成の決定を行う。

(1) 第一次審査

提案者の応募書類に基づき応募資格を満たしているか、本事業の趣旨に合致しているか等の書面審査を実施する。

第二次審査

提案者の企画内容、実施体制等総合的に審査する。なお、必要があると認められる場合には申請者によるプレゼンテーションを実施する。

(2) 選定結果の通知

選定結果については助成決定通知書（様式第4号）により通知する。

審査の経緯、助成可否の理由に関しては、一切公開しない。

(助成対象期間)

第9条 当該助成対象となるコンテンツのメインロケハン、撮影等の期間は、平成26年4月9日を開始日とし、原則として平成26年12月27日までに終了するものとする。

(実績報告書の提出)

第10条 助成金の交付決定を受けた事業者は、沖縄ロケが完了次第、2週間以内に実施報告書(様式第5号)と次の書類関係を添付のうえ提出しなければならない。

- (1) 沖縄ロケ(撮影)の実際の撮影スケジュール(様式6号)
- (2) 作品を記録(現場画像・スチール画像)したDVD等の媒体
- (3) 作品の宣伝物(完成次第)
- (4) 完成した映像作品のDVD2部(完成次第)
- (5) 数値測定調査資料

※公開及び放送後、半年以内に興行成績並びに視聴率等を報告

(支払金の額の確定)

第11条 OCVBは、前条に規定する実績報告書および成果物を受領し、その内容を審査した上で適当と認めたときは、助成金の額を確定し、助成金交付確定通知書(様式第7号)を助成事業者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第12条 助成金の請求をしようとする団体は、前条による報告書とあわせて請求書(様式第8号)と助成対象経費の支出を証する書類(請求書及び領収書等の写し)を提出しなければならない。また、助成対象経費の分類や詳細については、別添資料を参考にするものとする。

(助成金の支払方法等)

第13条 助成金の交付は、原則として、第10条、第11条に基づき提出されたものを確認したうえで不備がなければ1ヶ月以内に交付額上限の対象経費範囲内で助成事業者が請求書(様式第8号)で指定した金融機関の口座へ、日本国通貨で

振込むことにより行うものとする。

(助成金の経理等)

第14条 助成金の交付を受けた事業者は、助成金にかかる経理を明確にするとともに、関係書類を善良な管理のもとに5年間保存しなければならない。

(事情変更による助成金の内定交付の取消し及び返還等)

第15条 OCVBは、助成金の交付内定をした場合において、天変地異その他交付の内定後に生じた事情の変更により、助成対象活動の全部もしくは一部を継続する必要がなくなったとき、又は、内定者が助成対象活動を遂行することができなくなったとき、助成金の交付内定の全部若しくは一部を取消し、その内定の内容を変更することができるものとする。なお、作品完成から公開・放送報告期日の2年が過ぎて未公開の場合、助成を受けた事業者は、既に交付した助成金の全部または一部を早急に返還しなくてはならない。

2 OCVBは、前項により取消し又は変更した場合は、その取消し又は変更の内容を内定者に通知するものとする。

(雑則)

第16条 この要領に定めのない事項については、OCVBが別に定める。

附 則 この要領は、平成26年4月9日から施行する。

■問合せ先

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー 沖縄フィルムオフィス

担当：中山、名護、上原、内間

Tel:098-859-6162 Fax:098-859-6222 e-mail:filmoffice@ocvb.or.jp